

# 身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 山水会

特別養護老人ホームかわかみ苑  
特別養護老人ホームかわかみ苑（ユニット）  
デイサービスセンターかわかみ苑

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人山水会（以下、「法人」とする。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない介護の実施に努める。

緊急・やむを得ない場合の3原則

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合には次の3つの要件を満たすことが必要である。

### (1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

### (2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

### (3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 【具体的な考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 利用者の人権を一番に考え支援する
- ③ 身体拘束を許容する考え方はしない
- ④ 安易に「やむを得ない」で身体拘束や不適切な支援を行わない
- ⑤ 利用者一人ひとりの特性を知り、身体拘束をしないよう常に努力をする
- ⑥ やむを得ない場合、利用者及び家族に対する十分な説明をもって身体拘束を行う
- ⑦ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

## 【対象となる具体的な行為】

- 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為
- ・徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
  - ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
  - ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
  - ・車いすや椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
  - ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
  - ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
  - ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ・行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

### 【日常ケアにおける留意事項】

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活になるよう援助する
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止・介護事故防止委員会において検討する
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する

## 2 身体拘束等適正化に向けた体制

身体拘束等の適正化に向けた体制づくりとして、委員会を設置する。

(委員会の名称)

委員会の名称は「身体拘束廃止・介護事故防止委員会」（以下、「委員会」とする。）とする。

(設置の目的)

利用者が、安心して尊厳のある快適な日常生活を過ごすことができるよう、身体拘束の適正化と介護事故防止の取組みを推進することを目的とする。

(委員会の事業)

委員会は、次の事業を行うものとする。

- ・身体拘束の適正化に関する指針の策定・見直し
- ・身体拘束の適正化に関するマニュアル等の策定・見直し
- ・身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善について
- ・身体拘束について報告するための様式及び記録の整備
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束適正化に関する職員への周知・指導
- ・研修の企画・実施

(委員会の構成)

委員会は、苑長、施設支援課長、生活相談員のほか各部署から選出された委員をもって構成する。

なお、必要に応じて嘱託医や関係職員の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

委員会は、3月に1回以上開催するものとする。

## 3 身体拘束等の適正化のための職員研修

職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を

行う。

- ① 新規採用時に身体拘束廃止等に関する研修を行う
- ② 年2回以上の身体拘束等に関する教育を行うための研修を行う
- ③ 身体拘束等の適正化に関する研修等外部研修の活用
- ④ 研修の実施内容を記録に残す

## 4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性・非代替性・一時性」の3要素を全て満たしているかどうかについて検討・確認をする。

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取組み改善の検討会を早急に開催し、身体拘束の期間中は定期的に検討会を開催する。

### (2) 利用者や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### (4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には利用者・家族に報告する。

## 5 身体拘束等が発生した場合の対応方法

施設内において適切な手続きによらないで身体拘束等を確認した場合は、次のとおり対応するものとする。

- ① 具体的な状況、時刻等を確認したうえで上司に報告する。
- ② 当該報告を受けた上司又は管理責任者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い、実態の把握に努める。管理責任者は、身体拘束の事実を確認した場合は速やかに利用者・家族への謝罪を行い、行政担当部局へ報告する。

- ③ 管理責任者は、委員会において身体拘束の発生ごとに調査内容・再発防止策について報告を行う。
- ④ 委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は再調査又は再検討を行う。

## 6 利用者等による当該指針の閲覧

当該指針については、利用者・家族をはじめ誰でもが閲覧できるように施設内に据え置くととともに、ホームページにも掲載するものとする。

## 7 その他身体拘束等の適正化の推進

身体拘束をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取組みをしなければならない。

この指針は、令和5年4月1日から施行する。